

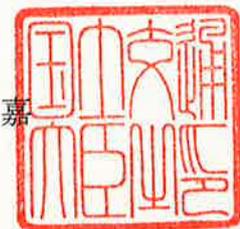
国海員第 1 3 6 号  
令和 3 年 8 月 1 8 日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣

赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 8 7 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
徳栄海運株式会社	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦1-4番地1